

文 教 委 員 会 資 料

1 所管事務の調査（報告）

（5）教育委員会所管施設の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

川崎市教育委員会事務局

令和3年8月31日

目次

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 事案の概要 | 1 |
| 2 | ヒアリング（調査） | 5 |
| 3 | 本事案発生の背景・要因 | 8 |
| 4 | 再発防止策 | 10 |

本内容は、令和3年2月10日及び5月20日に財政局により行われた総務委員会への報告内容を踏まえ、教育委員会事務局総務部庶務課及び各所管課において、教育委員会事務局所管施設に係る事案発生の背景・要因及び再発防止策等についてまとめたものです。

1 事案の概要

(1) 調査結果の報告

ア 調査の概要

本市市立病院において行政財産の目的外使用を許可していた事業者に対して光熱水費を請求していなかったことに伴い、令和2年度に実施された全庁的な光熱水費等の調査について、教育委員会事務局においても、所管施設に関する調査を実施したもの

イ 調査期間

令和2年12月25日～令和3年1月15日

ウ 調査対象（教育委員会事務局）

教育委員会事務局が所管する施設において、令和2年12月1日時点で使用許可、貸付又は使用承認（以下「使用許可等」という。）を行っているもの

参 考

※「使用許可」：地方自治法の規定に基づき、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者に使用させるため、相手方からの申請を受けて許可を行うもの（例：土地に設置する電柱・支線等）

※「貸付」：地方自治法の規定に基づき、行政財産及び普通財産を本市以外の者に使用させるため、私法上の契約を締結するもの（例：建物内に設置する自動販売機等）

※「使用承認」：財産を所管する部局が他の部局に使用させるため、申請を受けて承認を行う市の内部における手続（例：土地に設置する上下水道局所管の下水管等）

エ 調査内容

使用許可等1件ごとに、光熱水費等の有無、算定方法及び徴収状況などについて確認を行った。

オ 調査結果（教育委員会事務局）

(ア) 全体

単位：件

| 種 別 | 使用許可 | 貸 付 | 使用承認 | 合 計 |
|---|------|-----|------|-----|
| 合計件数【下記1 + 2】 | 273 | 16 | 99 | 388 |
| 内 訳 | | | | |
| 1 附帯設備等を使用していないもの (光熱水費等がかからないもの) | 252 | 7 | 99 | 358 |
| 2 附帯設備等を使用しているもの (光熱水費等がかかるもの)【a + b】 | 21 | 9 | - | 30 |
| a 光熱水費等を徴収しているもの | 12 | 4 | - | 16 |
| b 光熱水費等を徴収していないもの | 9 | 5 | - | 14 |
| 使用者等が附帯設備事業者に直接光熱水費等を支払っているもの | 2 | 5 | - | 7 |
| 許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの…(イ)① | 6 | - | - | 6 |
| 使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの…(イ)② | 1 | - | - | 1 |

※令和3年2月10日総務委員会報告のうち、教育委員会事務局の所管施設分を記載

(イ) 本事案（教育委員会事務局において光熱水費等を徴収していない事案）

- ① 許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの

| 施設名 | 使用許可の始期 | 使用許可の内容 | 対象となる光熱水費等 | 光熱水費等を徴収していない事由 |
|------------|-----------------|-----------------------------------|--------------|--|
| 市立高等学校 | | | | |
| 川崎総合科学高等学校 | 平成 27 年 1 月 5 日 | 食堂を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可 | 電気料金 水道料金 | 高等学校生徒に低廉な価格で食事等を提供することを目的としており、公益性が高いため |
| 幸高等学校 | 平成 18 年 4 月 1 日 | | | |
| 橘高等学校 | 平成 13 年 1 月 9 日 | | | |
| 高津高等学校 | 平成 27 年 1 月 5 日 | | | |
| 図書館 | | | | |
| 中原図書館 | 平成 18 年 5 月 1 日 | 無線LAN機器を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可 | 電気料金 | 来館者の利便性、災害時利用などを目的としており、公益性が高いため |
| 高津図書館 | 昭和 63 年 4 月 1 日 | 公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可 | | |

- ② 使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの

| 施設名 | 使用許可の始期 | 使用許可の内容 | 対象となる光熱水費等 | 使用者への請求額 | 時効期間 |
|--------|-----------------|--------------------------------------|----------------------|----------------------|------|
| 田島支援学校 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 喫茶室・調理実習室を設置するための、施設の一部の社会福祉法人への使用許可 | 電気料金 ガス料金 水道料金 | 3,319,026 円 【納付済】 | 5 年 |

※当該光熱水費については、旧民法第 169 条の定期給付債権として時効期間が 5 年間であることを踏まえ、未徴収金額のうち時効が完成していない期間の光熱水費 3,319,026 円を使用者に請求し、請求額全額が納付された（令和 3 年 3 月 29 日付け）。

(2) 本事案の概要

ア 市立高等学校

- ・市立高等学校に食堂を設置するため、施設の一部を民間事業者に対して使用許可した際、低廉な価格で生徒に食事を提供するなどの公益に資する理由があることから、使用者から電気料金及び水道料金を徴収しなかった。
- ・川崎総合科学高等学校、橘高等学校及び高津高等学校では、食堂事業者と守秘義務や休業日・営業時間等について取り交した契約書（以下「文書」という。）において、電気料金及び水道料金を市が負担することとしている。
- ・光熱水費等を免除することについて事由があると考えられる場合に、光熱水費等が使用者の負担とならない適切な許可条件を付すことができるよう、当時の川崎市教育財産管理規則（昭和45年教委規則第9号。以下「教育財産規則」という。）の一部改正等の所要の整備をすべきところをしていなかった。

イ 中原図書館・高津図書館

- ・中原図書館にあつては無線LAN機器、高津図書館にあつては公衆電話を設置するため、施設の一部を民間事業者に対して使用許可した際、いずれも来館者の利便性、災害時利用などの公益に資する理由があることから、使用者から光熱水費等を徴収しなかった。
- ・光熱水費等を免除することについて事由があると考えられる場合に、光熱水費等が使用者の負担とならない適切な許可条件を付すことができるよう、教育財産規則の一部改正等の所要の整備をすべきところをしていなかった。

参 考

【改正前の教育財産規則】

(光熱水費等の負担)

第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

ウ 田島支援学校

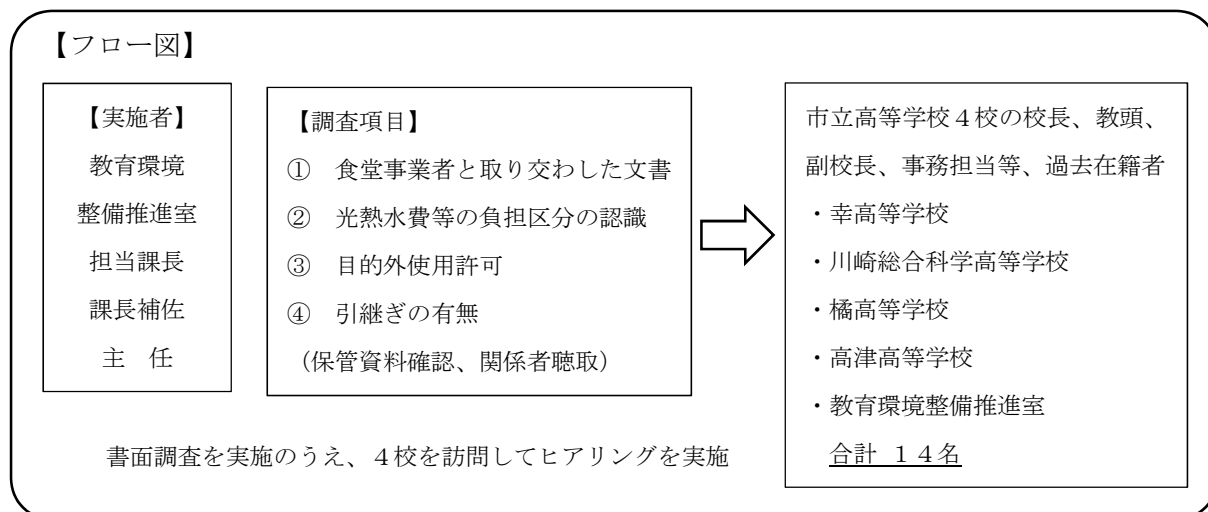
- ・田島支援学校に喫茶室・調理実習室を設置するため、施設の一部を社会福祉法人に対して使用許可した際、許可書において光熱水費等は使用者が負担する旨の許可条件を表示していることに加え、使用者と就労移行支援事業として運営することや職場実習の実施、運営日等について取り交した協定書においてもその旨の合意がされており、光熱水費等を徴収すべき事由があるにも関わらず、徴収していなかった。

2 ヒアリング（調査）

(1) 市立高等学校

【調査方法】

- ・市立高等学校4校の校長、教頭、副校長、事務担当等の学校関係者、教育環境整備推進室の過去在籍者（合計14人）にヒアリングを実施した。
- ・主な調査項目は、①食堂事業者と取り交わした文書、②光熱水費等の負担区分の認識、③目的外使用許可、④引継ぎの有無とした。



【ヒアリング（調査）結果】

① 各学校における食堂事業者と取り交わした文書について

【川崎総合科学高等学校】

- ・現在の事業者と平成27年1月に取り交わした文書の原本については確認できたが、当時の校長や教頭が事業者と協議した内容や、当時の詳しい経過等については確認できなかった。

【幸高等学校】

- ・他校のような、事業者と取り交わした文書の存在は確認できなかった。

【橘高等学校】

- ・現在の事業者と平成31年3月に取り交わした文書の原本については確認できたが、当時の校長や教頭が事業者と協議した内容や、当時の詳しい経過等については確認できなかった。

【高津高等学校】

- ・現在の事業者と平成28年11月及び30年10月に取り交わした文書の原本については確認できたが、当時の校長や教頭が事業者と協議した内容や、当時の詳しい経過等については確認できなかった。

【教育環境整備推進室】

- ・各学校が事業者と取り交わした文書について、その存在を認識していなかった。

② 光熱水費等の負担区分の認識について

【全校・教育環境整備推進室】

- ・ 食堂事業開始時には、光熱水費のうち電気料金及び水道料金については市が負担するが、ガス料金は事業者が負担するものと認識していた。

③ 目的外使用許可について

【全校・教育環境整備推進室】

- ・ 食堂事業開始当時の目的外使用許可について、当時の詳しい経過等については確認できなかった。
- ・ 毎年、目的外使用許可手続きの中で、光熱水費の負担について、現行の手続きで問題ないと認識していた。

④ 引継ぎの有無について

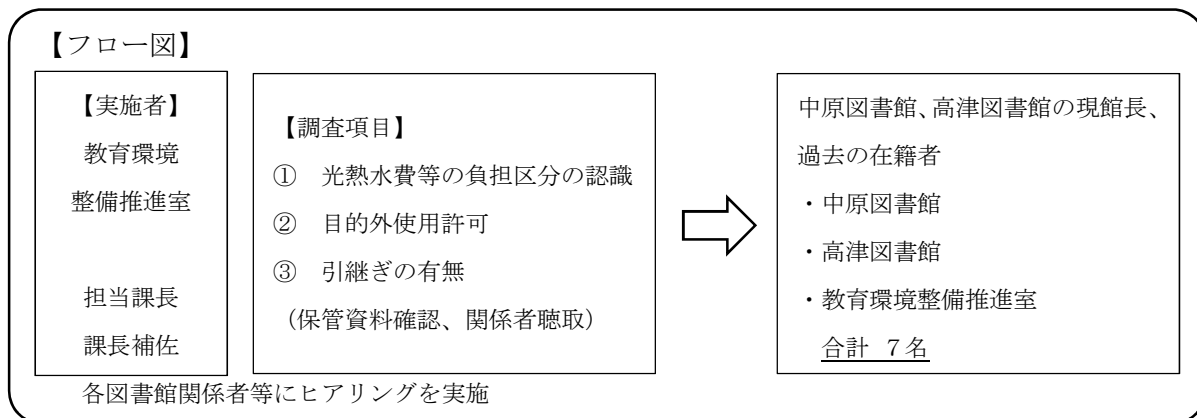
【全校・教育環境整備推進室】

- ・ 光熱水費の取扱いに事務処理上の課題があるという認識がないまま、前例踏襲により引き継がれてしまった。

(2) 図書館

【調査方法】

- ・ 中原図書館及び高津図書館の現館長及び過去の在籍者、教育環境整備推進室の過去の在籍者（合計7人）にヒアリングを実施した。
- ・ 主な調査項目は、①光熱水費等の負担区分の認識、②目的外使用許可、③引継ぎの有無とした。



【ヒアリング（調査）結果】

① 光熱水費等の負担区分の認識について

【中原図書館】

- ・ 無線LAN機器は、現中原図書館改築前の平成18年度に設置されているが、当時の電気料金の経過等を詳しく知る職員は確認できなかった。事業開始当初より事業者が設置費用や回線使用料及び使用料を負担し、電気料金は市が負担することが前提としてあった。

【高津図書館】

- ・ 公衆電話機は、現高津図書館改築前の昭和62年度以前から設置されているが、詳細な設置年月日は不明であった。新館となった昭和63年以降、公衆電話機

に係る電気料は市が負担しているが、導入当時の電気料金に係る経過を詳しく知る職員は確認できなかった。

② 目的外使用許可について

【中原図書館・高津図書館】

- ・無線LAN機器及び公衆電話機設置当時の目的外使用許可について、当時の詳しい経過等については確認できなかった。
- ・毎年、目的外使用許可手続きの中で、電気料金は市が負担するものであり、現行の手続きで問題ないと認識していた。

③ 引継ぎの有無について

【中原図書館・高津図書館・教育環境整備推進室】

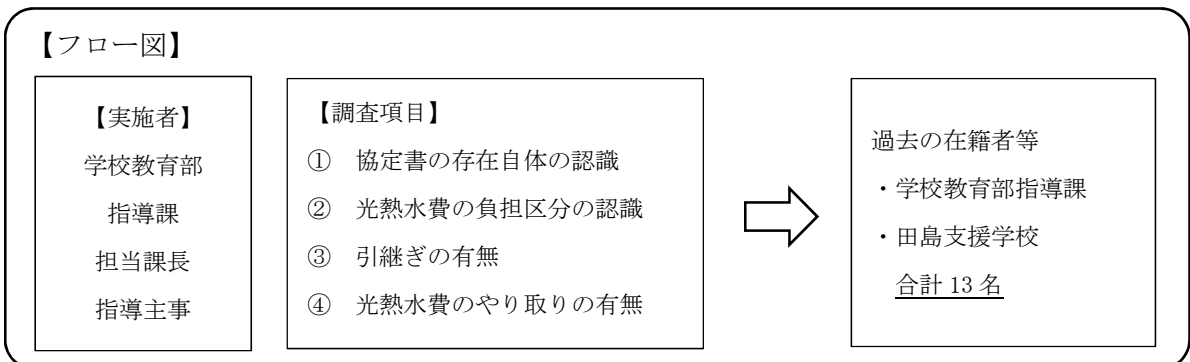
- ・光熱水費の取扱いに事務処理上の課題があるという認識がないまま、前例踏襲により引き継がれてしまった。

(3) 田島支援学校

【調査方法】

- ・教育委員会事務局指導課及び田島支援学校の過去の在籍者等（合計13人）にヒアリングを実施した。
- ・主な調査項目は、①協定書の存在自体の認識、②光熱水費の負担区分の認識、③引継ぎの有無、④光熱水費のやり取りの有無とした。

【フロー図】



【ヒアリング（調査）結果】

① 協定書の存在自体の認識について

- ・使用開始前年度に締結した協定書について、使用開始年度以降の担当者は、その存在を認識していなかった。

② 光熱水費の負担区分の認識について

- ・光熱水費は業者が負担すべきと認識していた者もいたが、そもそも、そのような認識がなかった者もいた。協定書の存在が共有されていなかった。

③ 引継ぎの有無について

- ・協定書の存在や光熱水費の徴収事務に関して、これまで担当者間での引継ぎはなかった。

④ 光熱水費のやり取りの有無について

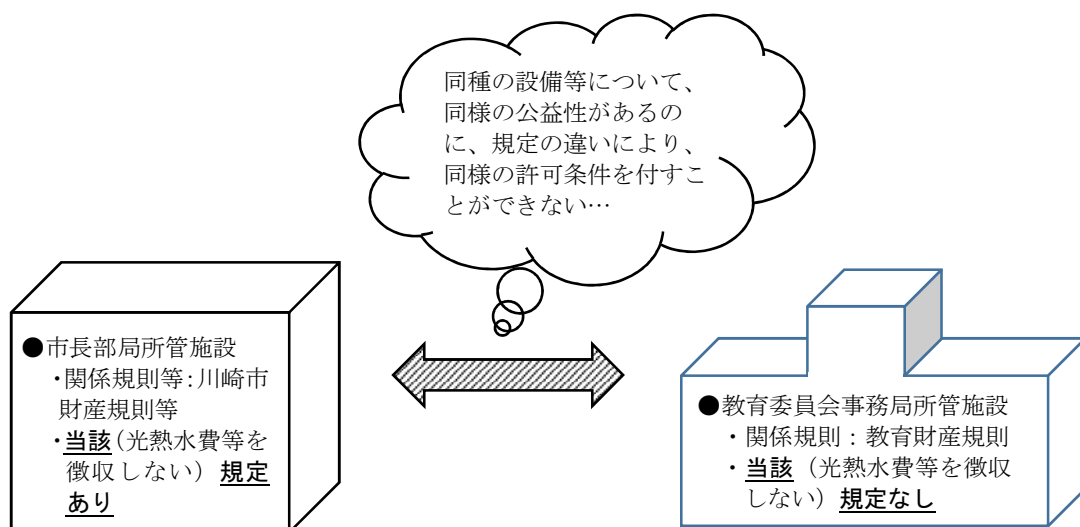
- ・光熱水費について課内で話し合った又は学校とやり取りした事実は確認できなかった。

3 本事業発生の背景・要因

関係職員、元職員、関係者等にヒアリングを実施した結果などを踏まえ、本事業発生の背景・要因については、次のとおりです。

(1) 規定と事務処理（運用）の不整合

- ・光熱水費等を徴収しないことに事由がある使用内容であるにもかかわらず、市長部局が所管する施設の使用許可等と同様の取扱いになるよう、使用許可等の規定（手続き）を検討・整備してこなかったため、今回の事案のようなケースにおいても、適切な運用ができなかった。



参考

【川崎市財産規則】

(施行の細則)

第 66 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【行政財産の目的外使用許可取扱要領】

(許可条件)

第 7 条 使用許可をする場合は、次の条件を付さなければならない。ただし、条件を付すことが適当でないときその他条件を付さないことについて特段の事情があるときは、その範囲で条件を付さないことができる。

(中略)

(12) 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。

参考

【改正前の教育財産規則】

(光熱水費等の負担)

第 20 条 使用者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

(2) コンプライアンス意識の不十分さと知識の不足

- ・ 本事案の事務処理にあたり、当該事務がどのような法令を根拠とし、どのような処理を行うべきであるか、担当者個人だけでなく、その業務を詳細にチェックし指導・助言すべき管理監督者や係長等においても、それらの意識や認識・知識が不十分であった。
- ・ また、使用許可に伴う使用料に比べ、付随する光熱水費等への意識が希薄であり、使用料の減免と光熱水費等の減免が連動しているはず、他の施設と異なることはないだろう、前年（前回）からの継続だから問題ないだろうなどの、ある種の思い込みや、慣れ・緩みが生じていた。
- ・ これらの点において、本事案については、組織的に意図して行われたものではなかったものの、組織全体として、コンプライアンス意識の不十分さと知識不足に起因していたことが確認された。

(3) 組織マネジメントの不足

- ・ 市立高等学校や図書館における許可条件については、組織内で誰かが根拠法令や許可条件を確認しさえすれば防げたものであるにもかかわらず、事案が明らかとなるまで、問題への着眼や相互確認・相互牽制がなされず、結果として有効な対策についての検討が行われてこなかった。
- ・ 田島支援学校においては、上司・部下、職員間の情報共有がなされておらず、未請求に気づくことができなかった。

4 再発防止策

本事案の背景・要因等を踏まえ、今後、新たな事案を発生させないために、次のとおり必要な措置を講じることといたします。

(1) 規定の整備や事務改善について

ア 教育財産規則の一部改正

教育委員会事務局において、光熱水費等は、案件ごとに内容を確認し、公益性や目的などを踏まえ、使用者負担の有無について判断してきたが、教育財産規則には使用者が光熱水費等の負担を求めない規定がないことから、特段の事情がある場合には負担を求めないことができるよう、教育財産規則を一部改正（令和3年4月施行）しました。

具体的には、光熱水費等の負担について規定している教育財産規則第20条を、公益上特に必要で本市の事業を支援する場合や、利便性の向上に資すると認められる場合には、光熱水費の全部又は一部の負担を求めないこととする規定を追加しました。

参 考

【改正後の教育財産規則】

(光熱水費等の負担)

第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の経費の全部又は一部につき、使用者の負担としないことができる。

(1) 公益上特に必要と認められる場合であって本市の事業を支援するために使用するものであると認められるとき

(2) 使用に係る教育財産の利便性の向上に資すると認められる場合

※下線部は、改正（追加）した箇所

イ 事務処理の改善

- ・使用許可等の際、案件に応じて、光熱水費等の負担の有無について、許可書（裏面）に明記できるよう、様式を改正するとともに、記載例を関係課に周知し、令和3年度から適切な許可書を作成できるようにしました。
- ・光熱水費等を徴収しないこととする許可条件を付す場合については、財政局への事前協議を必須とし、財政局においても確認を行うものとなりました。

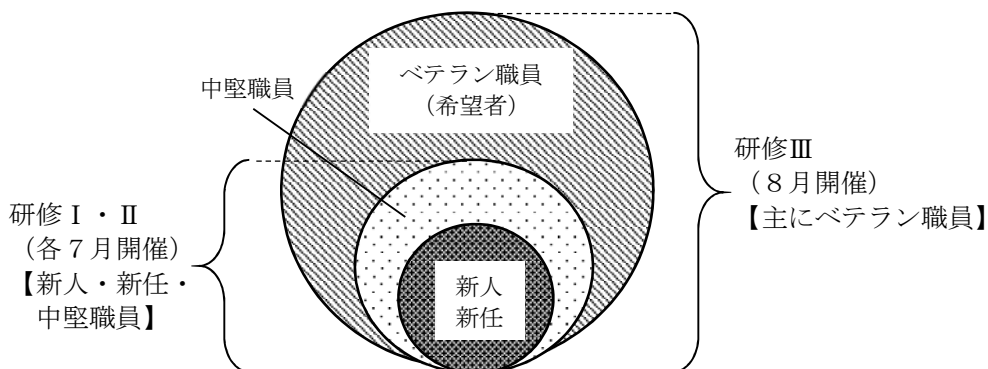
(2) 法令順守の更なる徹底について

- ・ 事務処理を適正に実施するためには、それを処理する一人ひとりの職員が、日常的な個々の事務処理の過程において、常に、その処理は何に基づいているのか根拠法令を明らかにし、当該法令に適合しているか否か、どのような処理を行うべきか、思い込みや慣れ・緩みを排し、その業務を詳細にチェックし、コンプライアンス意識を強化していくことが最も重要となります。
- ・ このコンプライアンス意識の強化に向けて、教育委員会事務局では、今後、各職場でのOJTに加え、局の研修をより充実させていくとともに、それぞれの事務処理にあたっては、迅速・効率的な業務執行に努めながらも、常時、関係法令を相互に確認するなど、慎重・丁寧な事務処理に心がけることを徹底・継続してまいります。
- ・ また、今回、目的外使用許可等の手続に係る光熱水費等への認識と意識の欠如も原因であると考えられることから、適正な事務処理を行うよう具体的な申請事例等を示した通知を発出し、職員への周知徹底を図ってまいります。

【財務事務研修の取組】

研修対象職員を体系的に構成し、内容を多岐な分野とし充実させ、教育委員会人材育成計画に新たに位置付けることで、計画的かつ継続して取組を進める。

●体系的な取組（イメージ）



(例)

| 研修 | 対象者 | 開催日 | 内容 |
|-------------|----------|-------|--|
| 財務事務 Ⅰ～Ⅲ | 局内配属1年未満 | 7月28日 | 予算、契約、会計事務の基礎知識 公有財産全般、契約事務全般 |
| | 局内配属1～2年 | 7月29日 | 予算、契約、会計事務の基礎知識 会計事務(歳出) 財務事務実例(グループワーク) |
| | 受講希望職員 | 8月5日 | 財務関係の事例検討 教育財産、軽易工事に係る事務取扱 使用料・手数料(消費税)等 |

(3) 組織マネジメントの充実について

- 組織として効率的かつ円滑に業務を執行していくためには、管理監督者や係長等による適切な組織マネジメントが必要となります。
- 管理監督者や係長等は、日頃より、職員からの報告・連絡・相談を徹底するとともに、それらが無い場合でも、それぞれの役割や職責を強く認識し、必要な進捗管理を行いながら、適時・適切な指導・助言等を行い、組織内の情報共有を図ってまいります。
- また、管理監督者や係長等は、事務処理に携わる職員がその事務を遂行するにあたって、根拠となる規定を理解した上で処理しているのか、その処理にあたって課題や疑問はなかったのかということを、事前相談や決裁等の際に職員に確認し、コミュニケーションを図りながら、職員の人材育成につなげてまいります。
- 各係等においては、定期的に職場内で情報共有の場を設け、事務処理にあたっての疑義や漏れなどが職員間で共有・発見されやすい職場環境の醸成に努めてまいります。